

令和6年12月13日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税の令和6年度における輸入基準数量等

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が英国について効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第1項の規定に基づき、令和6年12月15日以降の令和6年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	輸入基準数量		協定対象外 輸入基準数量	
1	低脂肪乳	0	トン	0	トン
2	飲用乳	100	トン	100	トン
3	クリーム	66	トン	40	トン
4	粉乳類	22,479	トン	19,052	トン
5	無糖れん乳	1,995	トン	1,996	トン
6	加糖れん乳	30	トン	30	トン
7	ヨーグルト	13	トン	13	トン
8	バターミルク	18	トン	18	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824	トン	43,262	トン
10	その他の乳製品	11,718	トン	5,441	トン
11	バター	15,620	トン	12,207	トン
12	豆類	74,764	トン	33,610	トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032	トン	5,028,748	トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479	トン	171,683	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980	トン	1,007,980	トン
15	コーンスターク	3,540	トン	3,465	トン
16	ばれいしょでん粉	9,535	トン	8,521	トン
17	マニオカでん粉	156,823	トン	156,113	トン
18	サゴでん粉	20,008	トン	7,223	トン
19	その他のでん粉	1,601	トン	1,458	トン
20	イヌリン	3,131	トン	72	トン
21	落花生	32,326	トン	18,405	トン
22	こんにゃく芋	189	トン	189	トン
23	ミルク調製品	9,208	トン	2,553	トン
24	でん粉調製品	667	トン	469	トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン

26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765	トン	<u>1,788</u>	トン
27	調製食用脂	17,432	トン	<u>1,942</u>	トン
28	繭	2.0	トン	2.0	トン
29	生糸	242	トン	242	トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。

※下線部は、「輸入数量に基づく特別緊急関税の令和6年度における輸入基準数量等」(令和6年3月29日公表)からの変更箇所。